

## 令和5年4月1日以後開始事業年度等分 内国法人（グループ通算制度適用）用

所得の金額の計算に関する明細書		法人名	別表四
【No.115】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。		保 社 外 流 出 ③	令五 ・ 四 ・ 一 以 後 終 了 事 業 年 度 分
		円 配 当 そ の 他	
総			
損金經理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		
損金經理をした道府県民税及び市町村民税	3		
損金經理をした納税充當金	4		
損金經理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過意税	5		
減価償却の償却超過額	6		
役員給与の損金不算入額	7		
交際費等の損金不算入額	8		
算定法人に係る加算額 (別表四付表「5」)	9		
○ ○ ○	10		
小計	11		
減価償却超過額の当期認容額	12		
納税充當金から支出した事業税等の金額	13		
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「5」)	14		
外国子会社から受ける余剰金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15		
受贈益の益金不算入額	16		
適格現物分配に係る益金不算入額	17		
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18		
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		
算定法人に係る減算額 (別表四付表「10」)	20		
○ ○ ○	21		
小計	22		
仮計	23		
(1)+(11)-(22)	24		
額	25		
合計 (26)+(27)±(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	34		
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	35		
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十八「13」、別表十九「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37		
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡益額又は譲渡損失額	38		
差引計 ((34)から(38)までの計)	39		
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△	
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の二「5」又は「11」)	41		
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23の計」)	42		
差引計 (39)+(40)±(41)+(42)	43		
欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)+(別表七(四)「10」)	44	△	
総計 (43)+(44)	45		
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十三(三)「43」)	46	△	
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)	47	△	△
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43の計」)	48	△	△
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	49	△	△
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十六(六)「21」-「11」)	50		※
残余財産の確定日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△
所得金額又は欠損金額	52		外※